

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
27年－19 (27.7.13)	生活環境	<p>ガソリン価格の適正な表示等について</p> <p>▶陳情の理由</p> <p>(1) ガソリン価格表示の実態 ガソリン価格については、販売事業所の前に立看板がなされる事が一般的であるが、「税抜き表示」「税込み表示」「会員価格」「非会員価格」「プリペイド価格」「現金価格」「価格無記載」などが混在し、消費者にとって分かりにくい事情がある。たとえば、隣接地域に税込み130円の店と、本体価格125円の店があり、消費者が後者を税込と誤認して事業所に立ち寄ったところ、実際は135円だったというケースがありうる。 また、場合によっては、意味不明な文言が看板に記載してある事も多く、消費者とすれば、どのガソリンスタンドを選んでいいか、迷う。 車の運転時に、対象の価格看板を認知し、それを受けて制動操作を行うまでの間は、ほんの数秒しかない。税込みや税抜きなどの標記は、消費者にとって非常に分かりにくい小さな字で書いてあることも多く、その是正が求められるところである。</p> <p>(2) 消費者契約法の規定内容 消費者契約法第3条には、「事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供しよう努めなければならない。」とある。本件陳情に記載のガソリン価格表記についても、法及びその他の消費者保護関連法規に基づき、消費者に分かりやすいものとなるべきである。</p> <p>ついては、消費者にとって分かりやすい価格表示がなされるべく、次の事項を陳情する。</p>	足羽 佑太 (倉吉市)

▶陳情の趣旨

ガソリン販売事業者におけるガソリン価格の表記については、税込みや税抜き、会員価格や非会員価格、現金価格やクレジット価格などの表記が混在し、非常にわかりにくい実情があり、消費者の誤認・混乱を生じせしめている。

ついては、消費者にとって分かりやすい価格表示がなされるべく、主位的陳情事項として(1)を、追加的陳情事項として(2)を陳情する。

(1) 鳥取県においてガソリン価格表示に係る統一的なガイドラインを定めること。

(2) ガイドライン策定に至らずとも、各事業所に対し、消費者に分かりやすい適切な価格表記を行われるべきことを指導いただきたい。